様式第6号（第8条関係）

（表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| №　　　　　身分証明書所属写　　　職氏名真　　　（　　年　　月　　日生）　　　　　　　上記の者は、丸亀市建築物における駐車施設の附置に関する条例第12条の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。　　　　年　　月　　日丸亀市長　　　　　　　　　 |  | ６センチメートル |
|  |  |  |
| ９センチメートル |  |  |

（裏）

|  |
| --- |
| １　この証明書は、建築物又は駐車施設の立入検査をする場合は常時携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない。２　この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。３　この証明書を損傷し、又は亡失したときは、理由を付して届け出なければならない。４　この証明書は、資格を失ったときは、直ちに返還しなければならない。 |